

「江東区高齢者生活実態等調査業務委託」プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「江東区高齢者地域包括ケア計画」(以下、計画)の策定(計画策定年度は令和8年度)に向けて、高齢者の生活実態等を把握し、計画の基礎資料として活用するため、江東区高齢者生活実態等調査(以下、調査)を実施する。

計画の基礎資料として調査結果を活用するためには、区内高齢者の生活実態やニーズ等の的確な把握、専門的知見からの課題分析、調査対象者に配慮した調査票設計などが欠かせない。そこで民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした提案を広く求め、より効率的・効果的な調査を実施するために、以下のとおり調査業務を受託する事業者を公募する。

2 業務概要

(1) 業務名

江東区高齢者生活実態等調査業務委託(令和7年度実施)

(2) 業務内容

別紙「企画提案仕様書」(1)のとおり

なお、委託契約については、選定された者と江東区との間で、本仕様内容及び提案内容を基本に、委託内容、仕様、経費等について再度調整を行った上で実施する。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

(4) 委託上限額 16,653,000円(税込)

(5) 留意事項

- ①本公募による業務委託は「調査業務委託」のみであるが、令和8年度事業委託予定の「計画策定業務委託」と密接な関係があるため、両業務委託を合わせた提案内容について審査を行う。
- ②「調査業務委託」について、受託者が良好な成績で遂行したと江東区が認めた場合、令和8年度事業委託予定の「計画策定業務委託」について、契約の相手方とする場合がある。
- ③「計画策定業務委託」の委託上限額は、9,000,000円(税込)とし、別紙「企画提案仕様書」(2)のとおり、企画提案を募るが、当該額は令和8年第1回区議会定例会における令和8年度当初予算の議決を前提とする。事業実施の詳細は未定であるが、予算措置が決定した場合には、今回の選定において決定した事業者を契約締結の相手方とする場合がある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に事業所（支店・営業所を含む）を有し、令和元年度以降、国又は地方自治体が実施した高齢者に関する調査業務及び高齢者に関する計画策定業務を受託した実績を有すること。

4 スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表期間	令和 7 年 4 月 25 日（金）から 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時まで
質問受付期間	令和 7 年 4 月 25 日（金）から 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで
質問回答日	令和 7 年 5 月 21 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時まで
第一次審査結果通知	令和 7 年 6 月 10 日（火）
第二次審査	令和 7 年 6 月 18 日（水）
最終選定結果通知	令和 7 年 6 月 24 日（火）

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表

ア 公 募 期 間：令和 7 年 4 月 25 日（金）～令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時
イ 公 募 方 法：区ホームページにて公表

(2) 質問・回答

- ア 質問受付期間：公募開始～令和7年5月16日（金）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする
※提出書類の返却は行わない。
- イ 質問方法：質問書【様式9】を作成し、下記「11 担当」まで
電子メールで提出すること。
電話での質問には応じない。
- ウ 回答日時：令和7年5月21日（水）
- エ 回答方法：質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない

(3) 応募書類の提出

- ア 提出期限：令和7年6月3日（火）午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
※提出書類の返却は行わない。
- イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※持参先は、下記「11 担当」部署まで

6 提出書類

(1) 提出書類

正本1部、副本7部

- ア 正本は、表紙【様式7】を付けて①から⑥までをA4紙ファイルにとじること。
- イ 副本は、表紙【様式8】を付けて③～⑤までをA4紙ファイルにとじること。
なお、副本には、事業者名が特定できる表現（社名、製品名、ロゴマーク等）
の記載を認めない。よって、必要に応じてマスキング処理をすること。

番号	書類名
①	参加表明書【様式1】
②	会社概要書【様式2】
③	作業計画書【様式3】
④	企画提案書（任意様式）
⑤	価格提案書（見積書）（任意様式）「調査業務委託」「計画策定業務委託」
⑥	3 参加資格（6）の高齢者に関する調査業務及び高齢者に関する計画策定業務を受託した実績が確認できる書類（契約書表紙の写し）

※提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

(2) 企画提案書（任意様式）

ア 様式について

用紙サイズはA4縦とし、文字方向は横書き、左綴じとすること。両面仕様で20ページ（企画提案書表紙【様式4】【様式5】、企画提案書目次【様式6】を含まない）を上限とし、第二次審査時のプレゼンテーションにおいて20分で説明できる内容とすること。

資料（「調査業務委託」）は、企画提案書表紙【様式4】、企画提案書目次【様式6】、企画提案書（任意様式）の順で綴じてください。

資料（「計画策定業務委託」）は、企画提案書表紙【様式5】、企画提案書目次【様式6】、企画提案書（任意様式）の順で綴じてください。

イ 目次について

企画提案書には企画提案書目次【様式6】を付け、内容について記載されているページを明記すること。

(3) 価格提案書（見積書）（任意様式）

見積金額については、委託上限額の範囲内で企画提案仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

なお、「調査業務委託（令和7年度実施）」と「計画策定業務委託（令和8年度予定）」の内訳金額については、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

価格提案書（見積書）（任意様式）は「調査業務委託（令和7年度実施）」と「計画策定業務委託（令和8年度予定）」別々に作成し、提出すること。

(4) 提出書類作成時の留意事項

ア 使用する言語は日本語とし平易な言葉で簡潔に記載すること。

イ 企画提案仕様書に記載された目的を達成するための、現実的かつ効果的な提案を簡潔に記載すること。

ウ 介護保険制度や区の江東区高齢者地域包括ケア計画等をふまえ、制度の主旨に沿った提案にすること。

エ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

オ 提出書類別にインデックスを貼付すること。

7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基

準に基づいて、評価する。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に2事業者を第二次審査対象者として選定する。採点が同点により2者を超える場合は、同点の事業者のうち、価格提案書の金額が安価な者から順位付けした上で、上位2者を第二次審査対象者として選定する。

第一次審査の結果は、令和7年6月10日（火）までに全ての参加事業者へメール及び書面により通知し、併せて第二次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ア 本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと
- イ 1事業者あたりプレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度とする
- ウ 参加人数は3名以内とする
- エ パソコンを使用する場合は持参すること（スクリーン、プロジェクターは本区が用意する）

(5) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点の6割に到達しない場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第二次審査の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。
また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
 - (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
- ※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。
※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、仕様、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 郵送や電子メール等の事故については、江東区はいかなる責任も負わない。

11 担当

江東区福祉部地域ケア推進課包括推進係（区役所3階7番窓口）

電話：03-3647-9606（直通）

メール：230231@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

担当：長瀬